

介護老人福祉施設サービス料金表

□利用者負担第1～3段階以外で、1割負担の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(月額)	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
⑤食費(月額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準 月額 (③+④+⑤)	4,139円	4,210円	4,287円	4,360円	4,431円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	124,170円	126,300円	128,610円	130,800円	132,930円

□利用者負担第1～3段階以外で、2割負担の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	5,497円	6,070円	6,686円	7,268円	7,832円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	1,375円	1,518円	1,672円	1,817円	1,959円
④居住費(月額)	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
⑤食費(月額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準 月額 (③+④+⑤)	4,826円	4,969円	5,123円	5,268円	5,410円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	144,780円	149,070円	153,690円	158,040円	162,300円

□利用者負担第1～3段階以外で、3割負担の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	4,810円	5,311円	5,850円	6,359円	6,853円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	2,062円	2,277円	2,508円	2,726円	2,938円
④居住費(月額)	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
⑤食費(月額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準 月額 (③+④+⑤)	5,513円	5,728円	5,959円	6,177円	6,389円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	165,390円	171,840円	178,770円	185,310円	191,670円

～ 介護保険負担限度額認定者(第1～3段階)のサービス利用料金表 ～

ご利用者負担 第1段階 :例)生活保護・老齢福祉年金受給者等(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	820円	820円	820円	820円	820円
⑤食費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	300円	300円	300円	300円	300円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	1,808円	1,879円	1,956円	2,029円	2,100円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	54,240円	56,370円	58,680円	60,870円	63,000円

ご利用者負担 第2段階 :例)所得+年金合計が80万円以下の者等(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	820円	820円	820円	820円	820円
⑤食費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	390円	390円	390円	390円	390円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	1,898円	1,969円	2,046円	2,119円	2,190円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	56,940円	59,070円	61,380円	63,570円	65,700円

ご利用者負担 第3段階① :例)所得+年金合計が80万円超120万円以下の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
⑤食費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	650円	650円	650円	650円	650円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	2,648円	2,719円	2,796円	2,869円	2,940円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	79,440円	81,570円	83,880円	86,070円	88,200円

口利用者負担 第3段階② :例)所得+年金合計が120万円超の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
⑤食費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	3,358円	3,429円	3,506円	3,579円	3,650円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円
⑧食費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	100,740円	102,870円	105,180円	107,370円	109,500円

★上記、要介護度別サービス利用料金以外に、条件に応じて下記の加算料金をご負担いただく場合があります。(1単位:10.54円)

- ①まどか園の入所者のうち、要介護4、5又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の数が入所者総数に占める割合が、厚生労働省の定める基準を満たし、かつ、介護福祉士の資格を有する介護職員の数が、厚生労働省の定める基準を満たしている場合
日常生活継続支援加算Ⅱ:1日につき **46単位**
- ②-ア 常勤の看護師を配置している場合
看護体制加算Ⅰ:1日につき **4単位**
- ②-イ 入所者25名に対し看護職員1名の割合以上の看護職員を配置し、かつ、看護職員との24時間連絡体制が整備されている場合
看護職員体制加算Ⅱ:1日につき **8単位**
- ③施設の定める夜間の時間帯(18:00～翌朝10:00)に働く職員数の平均が、厚生労働省の定める基準を満たした場合
夜勤職員配置加算Ⅱ:1日につき **18単位**
- ④夜勤時間帯に喀痰吸引等の実施が出来る看護・介護職員を配置している場合
夜勤職員配置加算Ⅳ:1日につき **21単位**
- ⑤-ア 理学療法士等が入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算Ⅰ:1日につき **12単位**
- ⑤-イ 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報の活用を行った場合
個別機能訓練加算Ⅱ:1月につき **20単位**
- ⑥ 外部の理学療法士等が施設に訪問し入所者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合
生活機能向上連携加算:1月につき **200単位** (⑤を算定している場合は100単位)
- ⑦ご契約者が、若年性認知症入所者(介護保険施行令(平成10年政令412合)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護状態となった入所者をいう)に該当する場合
若年性認知症入所者受入加算:1日につき **120単位**
- ⑧常勤の医師を1名以上(厚生労働省の基準による)の人員を配置した場合
常勤医師配置加算:1日につき **25単位**
- ⑨精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合
精神科医師定期的療養指導:1日につき **5単位**
- ⑩-1 入院および外泊された場合
入院・外泊時費用:1日あたり **246単位**
(その日の翌日から6日間(当該入院および外泊が月をまたぐ場合最大12日間))を限度
- ⑩-2 居宅に外泊を認め、施設より居宅サービスを受けた場合
外泊居宅費用:1日あたり **560単位** (⑩-1を算定している場合は算定できない)
(その日の翌日から6日間(当該入院および外泊が月をまたぐ場合最大12日間))を限度
- ⑪新規入所された場合、もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合
最初の30日間について初期加算:1日につき **30単位**
- ⑫入所者が入院し、入所時と栄養管理が異なる場合、施設の管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理の調整を行った場合
再入所時栄養連携加算:再入所時1回のみ **200単位**
- ⑬管理栄養士を定められた員数を配置し、食事の観察を定期的に行ったうえで、食事の調整を行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を活用した場合
栄養マネジメント強化加算:1日につき **11単位**
- ⑭経管により食事を摂取されており、医師の指示の下、経口摂取に向けた管理が行われた場合
経口移行加算:1日につき **28単位** (180日を限度)
- ⑮-ア 経口により食事を摂取されているが、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して医師又は歯科医師等の指示に基づき、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅰ:1月につき **400単位**
- ⑮-イ 上記⑮-アを算定している場合であって、協力歯科医療機関の医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚師が、継続的な経口摂取を支援するための会議に参加した場合
経口維持加算Ⅱ:1月につき **100単位**
- ⑯-ア 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に対し、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成され、歯科衛生士が月2回以上管理を行うこと。また介護職員に具体的な技術的助言や指導を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅰ:1月につき **90単位**
- ⑯-イ ⑯-アに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔衛生管理加算Ⅱ:1月につき **110単位**
- ⑰主治医から発行された食事箋に基づき、ご利用者の病状等に応じて療養食が提供された場合
療養食加算:1食につき6単位(1日3食を限度とする)

- ⑱配置医師が施設の求めに応じ早朝(6-8)・夜間(18-20)、深夜(22-6)に施設に訪問し入所者の診察を行った場合、ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していること
配置医師緊急時対応加算:1回につき、**早朝・夜間:650単位 / 深夜:1300単位**
- ⑲-ア 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われた場合
看取り介護加算Ⅰ
:死亡前31日以上45日以下 **72単位**
:死亡前4日以上30日以下 **144単位**
:死亡前日及び前々日 **680単位**
:死亡日 **1280単位**
- ⑲-イ 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われ、かつ、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当する場合
看取り介護加算Ⅱ
:死亡前31日以上45日以下 **72単位**
:死亡前4日以上30日以下 **144単位**
:死亡前日及び前々日 **780単位**
:死亡日 **1580単位**
- ⑳-ア 褥瘡発生と関連のあるリスクについて、3月に1回評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした上で、褥瘡がある場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ:1月につき 3単位
- ⑳-イ 褥瘡発生と関連のあるリスクについて、3月に1回評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした上で、褥瘡がない場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ:1月につき 13単位
- ㉑-ア 排泄に介護を要する入所者に、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づき支援し、厚生労働省にその評価結果等の情報を提供し、得られた情報を活用している場合
排せつ支援加算Ⅰ:1月につき 10単位
- ㉑-イ ㉑-アの評価により軽減が見込まれる者について、入所時又は利用開始時と比較して、排尿もしくは排便の状態が改善又は、おむつの使用がなくなった場合
排せつ支援加算Ⅱ:1月につき 15単位
- ㉑-ウ ㉑-ア及びイに掲げる排尿もしくは排便の状態の改善及びおむつの使用がなくなった場合
排せつ支援加算Ⅲ:1月につき 20単位
- ㉒医師が、入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行うと共に、6月に1回医学的評価を見直し、支援計画に参加している事。支援計画は3月に1回見直しを行い、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を有効に活用した場合
自立支援促進加算:1月につき 300単位
- ㉓-ア 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス計画にあたっては、得られた情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ:1月につき 40単位
- ㉓-イ ㉓-アに加えて、入所者ごとの疾病状況等の情報を、厚生労働省に提供している場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ:1月につき 50単位
- ㉔外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
安全対策体制加算:入所初日に限り 20単位
- ㉕在宅復帰支援機能、在宅・入所相互利用、退所時等相談援助などを充実させた場合
当別表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担いただきます。(また、このような場合には事前にご通知いたします)
- ㉖-1 厚生労働省の定める基準において、介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が100分の80以上、②勤続10年以上の介護福祉士の職員が100分の35以上である場合、③サービスの質の向上に資する取組を実施している場合、のいずれかに該当する場合
サービス提供体制加算(Ⅰ):1日につき 22単位
- ㉖-2 職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合
サービス提供体制加算(Ⅱ):1日につき 18単位
- ㉖-3 厚生労働省の定める基準において、介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が100分の50以上、②常勤職員の占める割合が100分の75以上、③勤続7年以上の職員の占める割合が100分の30以上のいずれかに該当する場合
サービス提供体制加算(Ⅲ):1日につき 6単位
- なお、㉖サービス提供体制加算は、①日常生活継続支援加算・㉖サービス提供体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)を重複して請求せず、いずれかひとつを算定します。
- ㉗-ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を基準以上配置の上、専門的な認知症ケアを実施し、当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ):1日につき 3単位
- ㉗-イ ㉗-アの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施の上、介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定している場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ):1日につき 4単位

⑳介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、介護職員処遇改善計画書を作成して都道府県知事に届け出る場合

■ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：1月につき所定単位数の 83/1000 単位

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)：1月につき所定単位数の 60/1000 単位

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)：1月につき所定単位数の 33/1000 単位

㉑上記26-(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定の上、介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施に関する計画を策定し、介護職員特定処遇改善計画書を作成して都道府県知事に届け出る場合

■ 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)：1月につき所定単位数の 27/1000 単位

□ 介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)：1月につき所定単位数の 23/1000 単位

㉒別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出る場合

■ 介護職員等ベースアップ等支援加算：1月につき所定単位数の 16/1000 単位

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり・食事代も含む)をいただきます。

要介護度別 1日当りの費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	10,323円	11,039円	11,809円	12,536円	13,242円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、上記「要介護1」の金額(1日あたり・食事代も含む)をご負担いただきます。

契約者が使用するユニット型居室の提供

当施設の居室は国の基準による個室になっておりますので、予め定められたお部屋の使用料(居住費2,006円)をご負担いただきます。お部屋の形や向き等が異なっても一律としています。

介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された額となります。

ただし、ご契約者が入院し、かつ(サービス利用料金(1日あたり))⑧の入院外泊加算期間が終了後も入院している場合には、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、1日につき居住費2,006円をご負担いただきます。

貴施設より介護福祉施設サービス利用料金について、説明を受けました。

令和____年____月____日

契約者

住所

.....

印

氏名

.....

身元引受人

住所

.....

印

氏名

.....